

次に、議席9番、秋元守君。

〔9番 秋元 守君登壇〕

○9番（秋元 守君） おはようございますと言うところなのですが、傍聴者が少なくなっていました。

それでは、議席9番の秋元でございます。質問の前に、一言お話を許可させていただきたいと思えます。

〔「議長、そういうのはやめて」と言う者あり〕

○9番（秋元 守君） ちょっと待ってください。そういうのはやめてくださいではなくて、私の考えの中で、とりあえず、議長、そういうことで許可願いたいと思えます。

---

○議長（田山文雄君） 秋元議員、いいですか。

○9番（秋元 守君） ちょっと待ってください。私は私の中で一般質問をさせていただくということでございますので。

---

それでは、回り道いたしました但、本題の質問をさせていただきたいと思えます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、さきに提出いたしました質問通告に従いまして質問をしてみたいと思いますので、執行部におかれましては誠意のあるご答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。連日連夜、今、国民年金の問題に対しては、新聞、テレビなどで大変重要な問題だと報道されているわけでございます。初めに、国民年金納付記録についてお伺いをいたしたいと思えます。6月6日の衆議院厚生労働委員会で、該当者不明の年金保険料納付記録が、これまで社会保険庁が公表してきた5万件的ほかに大量に存在することが明らかになりました。それは、コンピューターに入力されなかった厚生年金加入経験者の記録が1987年時点で約1,430万件あり、今も該当者不明のまま残っているデータが数百万件にも上る可能性がある、これまで明るみに出ていなかった第2の年金記録簿も明らかになった、これが今回、参議院の争点になると思われるわけでございます。

そういうものに対してはこちらに置きまして、市町村においても第1号被保険者の納付事務を扱っているわけでございます。報道によると、データ入力の完了した記録についてはマイクロフィルムの破棄命令が出されていたと伝えられております。社会保険事務所で不完全記録のままマイクロフィルムが破棄されてしまったと思われる第1号被保険者の記録が市町村に残っているかどうか今回の救済の焦点になっております。

そこで、第1点目として、境町の第1号被保険者または第1号被保険者であった方についての基礎年金納付記録の保管状況についてお尋ねをいたします。

第2点目として、一連の年金記録漏れ騒動に伴う名寄せへの対応や苦情処理などについてどのよう

に考えているのか、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、住民税増税に伴う保険料負担についてお伺いします。まず、国は、地方のことは地方でという基本方針のもと、地方分権を積極的に進めていく三位一体改革を実現させたわけでございます。その柱と言えるのが今回の税源移譲である。税源移譲では、所得税、国税、住民税、地方税の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収がふえる、およそ3兆円の税源が国から地方へ税源移譲されることによって、地方は必要な財源を直接確保できるようになったわけでございます。これにより、住民は身近でよりよい行政サービスが受けられるわけであります。ほとんどの方は1月から所得税が減り、その分6月から住民税がふえることになる、税源の移しかえなどであります。所得税と住民税の負担は基本的には変わらないということである。

そこで、お伺いします。住民税と所得税の移しかえにより住民税がふえるわけでありますが、国民健康保険料及び介護保険料の負担増は行われたのか、町長の明快なご所見、ご答弁をお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田山文雄君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

---

再開 午前11時24分

○議長（田山文雄君） 再開いたします。

---

◎発言の取り消し

○議長（田山文雄君） 先ほど秋元議員から冒頭の意見がありましたけれども、これは議事録から削除させていただきますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

---

○議長（田山文雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 秋元議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

国民年金納付記録についてということで、これは詳細につきましては総務部長よりお答えさせますけれども、基本的に今の年金問題を見えますと、例えば厚生年金から国民年金に移ってさらに厚生年金に移った、そういう状態のときにどこかで記録が消えてしまっているということが多分あるのだと思います。あと、名前の違いとかでコンピューターの入力ミスとか、そういうもので出たものだと思うのですが、そういう意味では、境町では、昭和36年、国民年金制度が施行されてからの書類、これは全部保管してございますので、いつどんな問い合わせがあってもお答えはできるということでございます。記入漏れについて何点かお問い合わせもあったかと思いますが、これらにつ

いても総務部長より詳しく答弁をいただきます。

住民税が増税されたこと、増税ではないのですけれども、所得税で支払っていたものが住民税に振りかえて地方に入るといふ、税源移譲の一環として行われていたわけでありまして、それに伴っての国民健康保険あるいは介護保険料の負担増、これは基本的には所得割あるいは固定資産割ということで計算しておりますので、所得税割ということではないと思いますので、変わらないのではないかと思います、これらにつきましても民生部長から詳しくは答えをさせたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 次に、総務部長。

〔総務部長 石塚光男君登壇〕

○総務部長（石塚光男君） それでは、秋元議員さんの国民年金に関するご質問にお答えをさせていただきます。

高齢者に対する社会的な生活保障といたしまして昭和36年に国民年金制度が施行されまして、制度の改正によりまして、収納業務が社会保険事務所に移管されました平成14年の3月までの納付記録につきましては、加入者ごとの国民年金被保険者名簿というものがございまして、これによって町で保管、管理をいたしております。この間の保険料納付書につきましては、境町の文書整理保存規程によりまして永久保存の対象として、膨大な量とはなっておりますけれども、現在も町が管理をしております倉庫において保管をいたしておる状況でございまして。この国民年金被保険者名簿には、年金手帳の記号、番号あるいは資格取得の日、保険料領収日あるいは保険料免除等の記録が記載されております。厚生年金の加入の日あるいは保険料未納の状況など、こうしたことにつきましても容易に確認することができるわけでございます。

現在、マスコミ等で話題となっております年金記録漏れがあるという問題につきましては、平成9年に制度改正がございまして、基礎年金番号に一本化される際、氏名の読み違いあるいは年金番号の数字の読み違いなどによる入力ミスと、こうしたことで一本化されなかった可能性があるかなと報道等でされておるところでございまして。境町役場の対応でございまして、氏名が何通りにも読める人あるいは転職等で国民年金と厚生年金を交互に加入、脱退を繰り返した人などで、不安を抱いた場合は住民課の窓口におきまして納付記録の確認をすることが可能でございまして。必要に応じましては社会保険事務所に問い合わせをするなど、できる限りの対応をしているところでございまして。現在までに数件の問い合わせがあったというふうに先週私は報告を受けております。

また、厚生労働省、社会保険庁では、「あなたの年金記録をもう一度チェックさせてください」と、こうしたチラシを現在印刷しているというふうなことを聞いておりますが、市町村を通じまして全世帯に配布を予定しているというようなことが、先々週でしたか、会議がございまして、そうした話が県から伝えられております。参考にさせていただければと、このように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田山文雄君） 次に、民生部長。

〔民生部長 渡辺利夫君登壇〕

○民生部長（渡辺利夫君） それでは、2点目の住民税が増税されたことに伴い、国民健康保険税及び介護保険料の負担増は行われたのかどうかとのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長が答えたとおりでございます。国民健康保険税及び介護保険料につきましては、前年の所得によりまして賦課をしておりますので、住民税の増額に伴いましての負担増は生じませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

秋元守君。

○9番（秋元 守君） それでは、再質問をさせていただきます。

今総務部長のお話を聞きますと、境町の第1号被保険者または第1号被保険者であった方についての記録の保管状況は大丈夫だということでございますね。そうすると、どのように保管しているのか、この議員さん、だれもきっと知らないと思うのです。台帳、納付記録書というのが多分あると思うのです。これは10年間ごとに破棄しているのですか、それともとってあるのですか、ずっと永久保存しているのですか。永久保存してあるのですね。

では、どなたが、例えばAさんがおりますよね。Aさんが、例えば何とかという社会保険で第2号被保険者でいたという方がおります。たまたま事情がありまして、一たんやめたと、やめて第1号被保険者になりましたよということがあります。そういうことは、領収書も何もなくても境で把握しているということですね。町では、その移ったということに対して、移ってまた新しい職場に行ったということに対してはちゃんと把握してあるから安心だよということですね、今の答弁では。そういうことになりますと、ではどなたがどういうふうに住民課に訪ねてきても大丈夫だ、間違いないと自信がございませう。連日連夜、新聞にも報道されていますけれども、時効補償とか、国では大体950億円以上の金がかかるだろうと言われていたわけですね。これは境で間違いはないということでございませう。これは安心していいのかなと思いますけれども、再度、もう一度その点を、簡単ではなくて、よくもう一度ご説明願いたい。今の説明の中では不十分だと私は認識しております。

それから、第2点目の、だから、それも今のと関連しますけれども、記録漏れの騒動について町の苦情処理はどのように今後対応していくのか、それも再度詳しくお聞かせ願いたいと思います。

最後のやつは、私もわかっていて聞いておるのです。住民税、税源移譲、組み替えということはわかって聞いておるのですが、その中で私の考え方とすれば、基本的には定率減税が廃止されたわけでございます。そういうことは、基本的に考えてみれば、一般の人は税金がふえてしまったのではないかという意味合いもあるから、これを再度聞いているわけでございます。結局、その中においても、低所得者に対してどのような問題があるのか、その税源移譲したお金はどのような形で使われるのかと、幾ら入ってくるのだよと、税源移譲した中で、それを私は基本的に聞きたいわけです。だから、

再度そこら辺について詳しくお願いしたいと思います。

○議長（田山文雄君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えを申し上げます。

国民年金の記録でありますけれども，これは昭和36年から，正直申し上げまして，うちは保管場所があったものですから，引っ越したときに処分してしまったかなと思って心配していたのですが，全部保管してあります。

それと，先ほど議員さんおっしゃいましたけれども，例えば厚生年金から国民年金に移ったという場合は，どこから移ったという記録だけは残っていますけれども，その以前の納付記録は町にはありません。町に残っているのは国民年金，どこの会社をやめて国民年金に移ったという記録が多分あると思います。それで納付されている記録は全部残っています。未納付になっている場合は未納付で残っています。

それから，今度，出た場合，国民年金から社会保険に移行した場合，こういう会社が，あれが来ないと必ず受け付けないことになっていますから，証書が。その時点でどこへ移ったという記録は残っていますけれども，それ以降未納かどうかというのはこれは町には残っていないです。町で管理しているのは，あくまでも国民年金として納めた分のものがいわゆる納付されているか，納付されていないかというのは，これは現実的にちゃんと書類として残っているということでありまして，年金の今やっているのは，社会保険庁が全部それを一元管理でやっているわけですから，それらについて町で問い合わせされても，厚生年金はこうですよとか，そういうことお答えは一切できません。ただ，町で管理していた国民年金のことについては，過去の分も全部調べろと言われれば，その人にお知らせすることは可能であります。ということでございますので，よろしくご理解をいただきたいと存じます。

それと，住民税が増税された，いわゆる所得税が減って住民税に振りかえられたわけです。確かに定率減税がことし廃止されますから，人によっては所得の多い人，中間クラスが一番，多分振りかえ分になると多くなると思います，住民税に振りかえられた分が。こういうチラシで，何度もうちの方も，あるいはお知らせ版の方とかで住民の方にはPRをさせていただいております。普通でいきますと，所得によって全部これ，今度は住民税も違ってきますので，そういう意味では定率減税の影響をもろに受ける人はかなりの分で増額になるということは事実であります。

それと，その差額ということでもありますけれども，先般予算の方で出ておりましたから，よく見ていただくとわかるのですけれども，いわゆる税源でふえた分，多分2億3,000万ぐらいだったかな，たしか私試算した中ではいわゆる2億ぐらいで，交付税の減額分とかあるいは地方譲与税で出されるのが2億ぐらいあったと思います。そういうものの減ってくるのとふえるのを計算したら，たしか3,000万ぐらいしか私の試算ではなかったのです。ですから，税源移譲としても，実質的にふえたのはわず

か3,000万ぐらいだったと。そういう中でいきますと、これから収納は全部町でやるわけですから、滞納が起きてくるとこれは大変な問題になってきます。そういう意味では、現実的に税源移譲でふえた分は正確な数字ではありませんが、私が試算したところでは3,000万ぐらいしかないのかなと、こういうふうに理解をしております。正確にやるというのには、これが全部納まってからでないと正確なものとは出ませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君）　ただいまの答弁に対し再々質問ありますか。

秋元守君。

○9番（秋元 守君）　確かに今町長から言われた、厚生年金に加入している人は当然、これはもう社会保険事務所で確認するべきであります。

例えば、さっきも言ったように名寄せの問題、名寄せってご存じですよ。総務部長、ご存じですか。名寄せというのは、どなたにでしょうか、例えば野村町長でいいでしょう。では、野村康雄さんという名前がありますね。この名前はどういうふうにして入力していますか。入力したり、台帳に記録しているかということをもう一回聞きたいのです。皆さん、やっぱりそこら辺が不安なのだと思うのです。住民の人だって、私は同じ同姓同名いたかもしれないと、それでやっていた、その部分に対してはきちんと今の中では対応しているということですから、記録もみんな残って、住所全部残って記録をちゃんとしているということでございますから、再度その問題についてお伺いするわけですが、基本的には、今町長の名前で、野村康雄さんという名前を出しましたが、片仮名で入れた場合、ノムラヤスオさんを入れたら、その「康」の字が違ったら、漢字で書いてあったのが、「康」の字が違ったらそういう記録のミスの中に入っているのだらうというのがこの年金の問題なのです。この争点の問題が、そういうことをやっているわけです。

だから、今、納付記録、そのカードが町にあるわけでしょうから、そのカードにきちんと記入されていたわけですね。だから、今町長が答えてくれたように、社会保険のことは社会保険庁に聞かなければわからないわけです。何も、ただ、社会保険から第1号被保険者に移ったときの記録と納付されなかった記録は境でちゃんと把握してあるわけですね。領収書がなくてもきちんと把握してあるということですから、その問題について、これはしつこいようですけども、なぜこのように年金問題が騒がれているかということです。これは間違いないと言っていますけれども、間違っているということがわかっているから、こういう問題で連日連夜報道で騒がれているのではないですか。だから、間違っていないと言う以上、間違ったらこれはまずいです。間違っても何かなかったとか、記録があったかないかということになりますと。これは一般質問の中で議事録に残ってきちんと説明をしているわけですから、そういう問題に対してこれは大丈夫だと、では名寄せとかいろんな問題が、たとえ苦情がいろんな形で、一般の人がどこの課に行けばいいといったら、住民課に行けばいいわけですね。住民課でお尋ねができるように、安心したものがありますよということを形を示してもらわないと、今も数件問い合わせがありましたと。

私ごとですけれども、私もあっちの会社へ行ったり、こっちへ行ったりしております。自分のことを言っただけからあれですけれども、そういう人がたくさんいると思うのです。そういう中において、不安、確かにこのとき年金払ったのだっけかな、払わなかったのだっけかなという人もいると思うのです。そういう人は必ず、では町に記録がある、町の問題に対しては、数カ月間でも払わなかったということになれば、それをお尋ねに来ることはこれから多くなるのではないかと、それに対しての相談はきちんとできますかということです。それを答弁願います。

○議長（田山文雄君） ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 何かちょっと誤解されているような気はするのですが、今起きている年金問題というのは、いわゆる国民年金あるいは厚生年金、あるいは共済年金と種類が三つあるのです。その記録が、社会保険庁がコンピューターに入れかえるときに、そのときに漢字であったものを片仮名に打ちかえたときに、いわゆる「ヤスオ」を「コウユウ」とかと読んだ場合は浮いてしまったと、そういうものが5,000万件と言われているのです。ですから、町にはその書類は何もないのです。コンピューターで打ちかえているのは、みんな社会保険庁がやっているわけですから。ですから、町で今お答えできるのは、町で管理していた間、国民年金をちゃんと納めた人、この人たちの書類は全部残っていますよということを言っているのです。その人の中には、当然未納だった人もいらっしゃいます。納められなくて納めなかった人もいます。今でも国民年金を納めていない人もたくさんいらっしゃいますから。ですから、そういう書類は昭和36年から全部残っていますよと。ですから、社会保険庁へ行って調べて、その問い合わせが来たときに、町は全部書類が残っていますからお答えできますということを言っているわけです。個人のことが町に来て、私の国民年金、この期間納めていますかと言われまして、それは調べてお答えすることはちゃんとできると、こういうことでありまして、今国で問題になっている年金問題と町の問題とは、問い合わせの問題とは、町が国民年金、年金を支払っているかどうかと、それはもう、今言った入力データのことは全然町ではわかりません、正直言って。入力したのはみんな社会保険庁がやったわけですから。町から書類を提出しまして、それを社会保険庁が全部入力して、その間にミスがあったのではないかといろいろなことが言われているわけで、これだって私どもは実際わからないのですけれども、そういう中で起きている問題ですから、町でお答えできることは、町に住んでいて国民年金を納めた期間、この間に未納になっていますか、あるいはちゃんと納めてありますかということに対する書類は全部とってありますということで、いわゆる社会保険庁から調査を依頼されても、一般の方から私が境町に住んでいた間の年金はどうだったでしょうと依頼されても、それは全部調べることはできると、こういうことでありますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） これで秋元守君の一般質問を終わります。